環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

〇環境省令第十九号（令和八年六月三十日）

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十一条第三項及び関係法令の規定に基づき、環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（環境省組織規則の一部改正）

第一条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、第二十六条の見出し及び同条中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同条中「地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）」を「地方環境局組織規則（平成十七年環境省令第十九号）」に改める。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第二条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方環境局組織規則	地方環境事務所組織規則
（次長）	（次長）
第一条　福島環境局に次長一人を置く。	第一条　福島地方環境事務所に次長一人を置く。
２　次長は、地方環境局長を助け、地方環境局の事務を整理する。	２　次長は、地方環境事務所長を助け、地方環境事務所の事務を整理する。
（保全統括官）	
第二条　北海道環境局に一人、東北環境局に一人、関東環境局に四人、中部環境局に一人、中国四国環境局に一人及び九州環境局に一人の保全統括官を置く。	第二条　北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に一人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。
２　保全統括官は、命を受けて、地方環境局の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。	２　保全統括官は、地方環境事務所長を助け、地方環境事務所の事務を整理する。
（地方環境局に置く部）	（地方環境局に置く部）
第三条　地方環境局に、次に掲げる部を置く（福島環境局に限る。）。	第三条　地方環境事務所に、次に掲げる部を置く（福島地方環境事務所に限る。）。
総務部	総務部
環境再生・廃棄物対策部	環境再生・廃棄物対策部
中間貯蔵部	中間貯蔵部
２　（略）	２　（略）
（総務部の所掌事務）	（総務部の所掌事務）
第四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。	第四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　局長の官印及び局印の保管に関すること。	三　所長の官印及び所印の保管に関すること。
四・五　（略）	四・五　（略）
六　地方環境局の保有する情報の公開に関	六　地方環境事務所の保有する情報の公開

すること。	に関すること。
七　地方環境局の保有する個人情報の保護に関すること。	七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。	八　地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十二　（略）	九～十二　（略）
十三　地方環境局の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。	十三　地方環境事務所の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。
十四～十八　（略）	十四～十八　（略）
十九　前各号に掲げるもののほか、地方環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	十九　前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（地方環境局に置く課等）	（地方環境事務所に置く課等）
第七条　地方環境局に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる室及び課を置く。 地域脱炭素創生室（福島環境局を除く。） 総務課（福島環境局を除く。） 資源循環・災害廃棄物対策課（福島環境局を除く。） 環境対策課（福島環境局を除く。） 放射能汚染対策課（関東環境局に限る。） 国立公園課（福島環境局を除く。） 野生生物課（福島環境局を除く。） 自然環境整備課（福島環境局を除く。）	第七条　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる室及び課を置く。 地域脱炭素創生室（福島地方環境事務所を除く。） 総務課（福島地方環境事務所を除く。） 資源循環課（福島地方環境事務所を除く。） 環境対策課（福島地方環境事務所を除く。） 放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。） 国立公園課（福島地方環境事務所を除く。） 野生生物課（福島地方環境事務所を除く。） 自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）
2　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境局に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、洋上風力環境調査専門官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、地域ネイチャーポジティブ企画官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、外来生物企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然環境調整専門官、自然保護官及び国立公園管理官については福島環境局を除き、脱炭素企画官及び外客	2　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、洋上風力環境調査専門官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、地域ネイチャーポジティブ企画官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、外来生物企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然環境調整専門官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、脱炭素企画官

受入施設専門官については中国四国環境局及び九州環境局に限り、洋上風力環境調査専門官については関東環境局に限り、自然再生企画官については北海道環境局、関東環境局、中部環境局、近畿環境局、中国四国環境局及び九州環境局に限り、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官及び地域ネイチャーポジティブ企画官については北海道環境局、中部環境局及び九州環境局に限り、国立公園高付加価値化企画官については九州環境局に限り、世界自然遺産専門官については北海道環境局、東北環境局、関東環境局及び九州環境局に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東環境局及び九州環境局に限り、利用拠点再生専門官については北海道環境局及び東北環境局に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道環境局、東北環境局、関東環境局、中部環境局及び九州環境局に限り、首席自然保護官については東北環境局、関東環境局及び九州環境局に限る。）。	及び外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、洋上風力環境調査専門官については関東地方環境事務所に限り、自然再生企画官については北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官及び地域ネイチャーポジティブ企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園高付加価値企画官については九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。
（地域脱炭素創生室の所掌事務） 第八条　地域脱炭素創生室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　地方環境局の所掌事務に係る地域の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）第二条第六項に規定する地域の脱炭素化をいう。次号において同じ。）に関する事務の総括に関すること。 二　（略） 三　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十四に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。	（地域脱炭素創生室の所掌事務） 第八条地域脱炭素創生室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　地方環境事務所の所掌事務に係る地域の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）第二条第六項に規定する地域の脱炭素化をいう。次号において同じ。）に関する事務の総括に関すること。 二　（略） 三　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十二に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。
（総務課の所掌事務） 第九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　局長の官印及び局印の保管に関すること。	（総務課の所掌事務） 第九　条総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　所長の官印及び所印の保管に関すること。

四・五　(略)
六　地方環境局の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境局の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十九　(略)
二十　前各号に掲げるもののほか、地方環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(資源循環・災害廃棄物対策課の所掌事務)
第十条　資源循環・災害廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　(略)
十三　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北環境局に限る。）
十四　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること(関東環境局を除く。)
十五　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（関東環境局を除く。）。
十六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東環境局を除く。）。
十七　指定廃棄物の指定に関すること（関東環境局を除く。）。
十八　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（関東環境局を除く。）。
十九　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（関東環境局を除く。）。
二十～三十七　(略)
(環境対策課の所掌事務)
第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

四・五　(略)
六　地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十九　(略)
二十　前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(資源循環課の所掌事務)
第十条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　(略)
十三　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。
十四　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十五　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（関東地方環境事務所を除く。）
十六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十七　指定廃棄物の指定に関すること（関東地方環境事務所を除く。）
十八　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十九　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（関東地方環境事務所を除く。）
二十～三十七　(略)
(環境対策課の所掌事務)
第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方環境局の所掌事務に係る事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事務の総括に関すること。	一　地方環境事務所の所掌事務に係る事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事務の総括に関すること。
二　地方環境局の所掌事務に係る事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事務の総括に関すること。	二　地方環境事務所の所掌事務に係る事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事務の総括に関すること。
三～二十三　（略）	三～二十三　（略）
二十四　地方環境局の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発に関する事務の総括に関すること。	二十四地　方環境事務所の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発に関する事務の総括に関すること。
（統括環境保全企画官の職務）	
第十六条　統括環境保全企画官は、地方環境局の所掌事務のうち、環境の保全に関する重要事項（自然環境の保護及び整備に関するものを除く。）の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	第十六条　統括環境保全企画官は、地方環境事務所の所掌事務のうち、環境の保全に関する重要事項（自然環境の保護及び整備に関するものを除く。）の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
（統括自然保護企画官の職務）	
第十九条　統括自然保護企画官は、地方環境局の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	第十九条　統括自然保護企画官は、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
（国立公園調整官の職務）	
第二十条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境局の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。	第二十条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。
（国立公園管理官の職務）	
第四十条　国立公園管理官は、命を受けて、地方環境局の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項に関する事務を行う。	第四十条　国立公園管理官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項に関する事務を行う。
（総務課の所掌事務）	
第四十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第四十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　局長の官印及び局印の保管に関すること。	三　所長の官印及び所印の保管に関すること。
四・五　（略）	四・五　（略）
六　地方環境局の保有する情報の公開に関すること。	六　地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境局の保有する個人情報の保護に関すること。	七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境局の所掌事務に関する総合調	八　地方環境事務所の所掌事務に関する総

九～十二　（略）

十三　前各号に掲げるもののほか、地方環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（渉外広報課の所掌事務）

第四十三条　渉外広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方環境局の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。 すること。

二　（略）

（企画課の所掌事務）

第四十四条　企画課は、地方環境局の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

（地方環境局に置く支所）

第六十三条　福島環境局に、支所を置く。

２・３　（略）

（管轄区域の特例）

第六十四条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境局（当該地方環境局に、支所を置く場合は、地方環境局及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境局	区域
（略）	東北環境局	（略）
（略）	東北環境局	（略）
	関東環境局	（略）
	中部環境局	（略）
	近畿環境局	（略）
（略）	東北環境局	（略）
	中部環境局	（略）
	近畿環境局	（略）
（略）	福島環境局	（略）
（略）	福島環境局	（略）

九～十二　（略）

十三前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（渉外広報課の所掌事務）

第四十三条　渉外広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方環境事務所の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関

二　（略）

（企画課の所掌事務）

第四十四条　企画課は、地方環境事務所の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

（地方環境事務所に置く支所）

第六十三条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

２・３　（略）

（管轄区域の特例）

第六十四条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
（略）	東北地方環境事務所	（略）
（略）	東北地方環境事務所	（略）
	関東地方環境事務所	（略）
	中部地方環境事務所	（略）
	近畿地方環境事務所	（略）
（略）	東北地方環境事務所	（略）
	中部地方環境事務所	（略）
	近畿地方環境事務所	（略）
（略）	福島地方環境事務所	（略）
	福島地方環	（略）

	境事務所
（雑則） 第六十五条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方環境局長が環境大臣の承認を受けて定める。 附　則 （調整官の設置期間の特例） 第十一条　第四十一条第二項の調整官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　（略） （廃棄物対策課の設置期間の特例） 第十五条　第四十七条第一項の廃棄物対策課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 （中間貯蔵総括課の設置期間の特例） 第十六条　第五十三条第一項の中間貯蔵総括課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。	（雑則） 第六十五条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方環境事務所長が環境大臣の承認を受けて定める。 附　則 （調整官の設置期間の特例） 第十一条　第四十一条第二項の調整官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　（略） （廃棄物対策課の設置期間の特例） 第十五条　第四十七条第一項の廃棄物対策課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。 （中間貯蔵総括課の設置期間の特例） 第十六条　第五十三条第一項の中間貯蔵総括課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国立公園集団施設地区等管理規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

一　国立公園集団施設地区等管理規則（昭和二十八年厚生省令第四十九号）第十条

二　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条

三　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚 生 省 通商産業省令第一号）第二十条

四　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総 理 府 通商産業省令第二号）第十二条

五　瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）第十一条

六　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）第三十七条

七　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）第十七条

八　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第十七条

九　環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府令第九十六号）本則

十　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第三十七条

十一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第八十条

十二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第八十条

十三　下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十二号）題名、本則及び附則第三項

十四　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第五十四条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十四号）題名及び本則

十五　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十六条の二第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十五号）題名及び本則

十六　農薬取締法第四十四条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十六号）題名及び本則

十七　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十六条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十一年環境省令第五号）題名及び本則

十八　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第六十六条

十九　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第七条の規定により地方環 境事務所長に委任する事務を定める省令（平成二十四年環境省令第二十三号）題名及び本則

二十　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十六年環境省令第十四号）題名及び本則

二十一　環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則（平成二十七年環境省令第五号）第三条

二十二　水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令（平成二十七年環境省令第三十八号）本則

二十三　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）第十二条及び附則第二条第三号

二十四　地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（令和四年環境省令第十五号）題名及び本則

二十五　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（令和六年環境省令第三十三号）題名及び本則

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十四の三、第六条の二十四の九第五項、第六条の二十四の十四第二項、第六条の二十四の十五第二項、第六条の二十四の十六第二項、第十二条の十二の十五中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、第二十条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する

第五十六条中「、地方環境事務所長」を「、地方環境局長」に、「福島地方環境事務所長」を「福島環境局長」に改める。

（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

第六条　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「二以上の地方環境事務所」を「二以上の地方環境局」に、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、同条第二項中「を地方環境事務所」を「を地方環境局」に、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。